

自衛隊統合達第34号

統合輸送統制実施規定に関する達を次のように定める。

平成20年3月31日

統合幕僚長 海将 齋藤 隆

改正	平成26年	3月26日	自衛隊統合達第14号
改正	平成27年	7月27日	自衛隊統合達第14号
改正	平成27年10月	1日	自衛隊統合達第25号
改正	平成29年	3月14日	自衛隊統合達第2号
改正	平成30年	3月22日	自衛隊統合達第4号
改正	平成31年	4月8日	自衛隊統合達第3号
改正	令和元年	6月24日	自衛隊統合達第3号

統合輸送統制実施規定に関する達

目次

第1章 総則（第1条－第3条）

第2章 組織、業務等（第4条－第6条）

第3章 統合輸送統制所の運営要領（第7条・第8条）

第4章 統合輸送統制業務の実施要領（第9条－第16条）

第5章 雑則（第17条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この達は、統合幕僚長が統合輸送統制を実施するために必要な事項を定めるものとする。

（適用）

第2条 自衛隊の運用に際して、統合輸送統制を実施するために必要な業務に関しては、別に定めるもののほか、この達に定めるところによる。

（用語の定義）

第3条 この達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

ろによる。

- (1) 統合輸送 統合幕僚長の統制下において、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊（以下「各自衛隊」という。）及び特別の部隊（統合任務部隊（自衛隊法（昭和29年法律第165号）第22条第1項及び第2項により定められた部隊をいう。）を含む。）等の人員、貨物等を輸送することをいう。
- (2) 統合輸送統制 統合幕僚長が、統合輸送を実施するため、対処構想等に基づき輸送の優先順位を決定し、輸送区間、輸送時期、輸送手段、輸送担任部隊等を割り当てることをいう。
- (3) 統合輸送統制所（長） 統合幕僚長が、統合輸送統制を実施するために、統合幕僚監部に設置する統制所（長）をいう。
- (4) 統合輸送区間 自衛隊の運用上、統合輸送統制を実施する必要がある区間をいい、統合幕僚長が設定するものをいう。
- (5) 幹線輸送区間 統合輸送区間のうち、原則として主要な港湾、空港等を結ぶ輸送区間をいう。
- (6) 端末輸送区間 統合輸送区間のうち、幹線輸送区間に接続する輸送区間をいう。
- (7) 統合輸送計画 統合幕僚長が、統合輸送担任部隊長、統合輸送要求部隊等の長及び端末地業務を担当する部隊長に対し、統合輸送の構想（統合輸送の割当てを行うにあたっての基本的考え方となる、統合輸送の優先順位、輸送手段等の選定理由等）及び統合輸送の割当て（輸送区間、輸送時期、輸送手段、輸送担任部隊等）を示したものであり、統合輸送実施の根拠になるものをいう。
- (8) 輸送請求 統合輸送計画に基づき、統合輸送要求部隊等の長が、統合輸送担任部隊長が属する自衛隊の手続により、人員、貨物等の輸送を請求する行為をいう。
- (9) 端末地業務 端末地において行う搭載、しゃ下及びこれに附帯する業務の総称をいう。
- (10) 統合輸送担任部隊（長） 統合輸送統制において、防衛大臣若しくは統合任務部隊の長又は災害派遣（自衛隊法第83条に規定する災害派遣をいう。以下同じ。）については自衛隊法第83条第2項に規定する防衛大臣若しくはその指定する者が発する自衛隊の運用に係る命令により示された輸送を実施する部隊（長）をいう。
- (11) 統合輸送要求部隊等 統合幕僚長に対し、統合輸送に係る要求を行うことが

できる陸上総隊（状況により各方面隊）、陸上自衛隊補給統制本部、自衛艦隊、各地方隊、海上自衛隊補給本部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空自衛隊補給本部、統合任務部隊並びにその他の防衛大臣直轄部隊及び防衛大臣直轄機関をいう。

第2章 組織、業務等

（統合輸送統制所）

第4条 統合幕僚監部に統合輸送統制所を設置する。

2 統合輸送統制所長は、首席後方補給官付後方補給官（輸送）をもって充てる。

3 統合輸送統制所（長）は、次の各号に掲げる業務を実施する。

- (1) 統合輸送統制の対象となる輸送力の把握
- (2) 統合輸送構想の策定
- (3) 統合輸送計画の作成
- (4) 統合輸送実施の現況把握
- (5) 民間輸送力の優先利用に関する内部部局を通じた関係省庁との調整
- (6) 輸送に関する在日米軍司令部との調整
- (7) その他必要事項

4 統合輸送統制所の編成は及び細部業務は、別紙第1及び別紙第2のとおりとする。

（統合輸送統制の範囲）

第5条 統合輸送統制は、統合幕僚長が設定する統合輸送区間において実施する。

2 統合輸送区間は、各輸送区間における輸送実施の責任を明確化し、迅速かつ効率的な輸送を実施するため、輸送力を統制する幹線輸送区間及び輸送の担任を示す端末輸送区間により構成することを基準とする。ただし、端末輸送区間を必要としない場合は、幹線輸送区間のみで構成するものとする。

3 統合輸送区間における統合輸送統制の対象の輸送力は、自隊輸送力、民間輸送力等とする。

4 統合輸送区間、統制する輸送力等の細部は、統合幕僚長指令、一般命令等により示す。

（統合輸送における各自衛隊の担任）

第6条 統合輸送における各自衛隊の担任区分は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

2 陸上自衛隊中央輸送隊は、自ら作成する端末地業務計画により、各方面隊の端

末地業務を担当する部隊が行う業務を統制することができるものとする。

第3章 統合輸送統制所の運営要領

(統合輸送統制所の開設、撤収等)

第7条 統合輸送統制所の開設及び撤収の時期並びに編成の細部については、統合幕僚長がその都度示す。

(統合輸送統制所勤務員の配置)

第8条 統合輸送統制所の勤務員は、統合輸送統制所の開設後、統合幕僚長の指示に基づき、勤務員となる者が所属する部隊等の長が速やかに差し出すものとする。

第4章 統合輸送統制業務の実施要領

(統合輸送統制の開始及び終了)

第9条 統合輸送統制の開始は、防衛大臣の運用に係る命令の発出以降とし、統合幕僚長が示す。ただし、災害派遣については、統合輸送統制の開始は、自衛隊法第83条第2項の規定による防衛大臣又はその指定する者の命令の発出以降に、統合幕僚長が示すこととする。

2 統合輸送統制の終了は、統合幕僚長が適切と判断した場合に示す。

(統合輸送要求)

第10条 統合輸送要求部隊等の長は、統合輸送を必要とする場合においては、統合輸送要求書(別紙様式第1)により、統合幕僚長(首席後方補給官気付)に対して統合輸送要求を行うものとする。

(統合輸送計画)

第11条 統合幕僚長は、運用構想及び統合輸送要求に基づき、統合輸送計画を作成するものとする。

(統合輸送の割当て)

第12条 統合幕僚長は、統合輸送の割当てについて、統合輸送計画により統合輸送担任部隊長、統合輸送要求部隊等の長及び端末地業務を担当する部隊長に示すものとする。この際、統合輸送の割当ての細部については、統合輸送割当計画(別紙様式第2)によるものとする。

2 統合輸送計画の変更が必要な場合においては、当該計画を修正し、統合輸送担任部隊長、統合輸送要求部隊等の長及び端末地業務を担当する部隊長に速やかに示すものとする。

(余席の利用)

第13条 統合輸送要求部隊等の長は、示された統合輸送計画において輸送手段に

余席が生じていることを認め、かつ、急を要する状況の場合は、統合輸送要求を行うことなく当該計画に示された統合輸送担任部隊長に対し、輸送を請求することができる。

- 2 統合輸送担任部隊長は、前項の輸送については、当初の統合輸送計画により示された運行（航）に支障を及ぼさない範囲で実施するものとする。

（航空機の修復等）

第13条の2 統合輸送担任部隊長は、航空機の修復等のために必要な緊急の輸送所要について、統合輸送に支障を及ぼさない範囲で輸送することができる。この際、統合輸送担任部隊長は、当該輸送の実施について統合輸送統制所長に通知するものとする。

（輸送請求）

第14条 統合輸送の割当てを受けた統合輸送要求部隊等の長は、統合輸送担任部隊の属する自衛隊の手続により、輸送請求を行うものとする。

（報告及び通報）

第15条 統合輸送担任部隊長は、運行（航）の中止又は計画の変更があった場合には、速やかに統合輸送統制所長、統合輸送要求部隊等の長及び端末地業務を担当する部隊長に通報するものとする。

- 2 統合輸送担任部隊長は、統合輸送又は第13条及び第13条の2に規定する輸送を終了したときは、速やかにその結果を統合輸送統制所長及び統合輸送要求部隊等の長に通報するものとする。

- 3 統合輸送担任部隊長は、統合輸送の実績について別紙様式第3により統合幕僚長（首席後方補給官気付）に報告するものとする。

（中央指揮システムへの入力）

第16条 統合輸送担任部隊長及び統合輸送要求部隊等の長は、別に定めるところにより、所要のデータを中央指揮システム（統合輸送支援機能）へ入力するものとする。

第5章 雑則

（委任規定）

第17条 統合輸送担任部隊長、統合輸送要求部隊等の長及び端末地業務を担当する部隊長は、この達の実施に関し必要な事項を定めることができる。

附 則

この達は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月26日自衛隊統合達第14号）

この達は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年7月27日自衛隊統合達第4号）

この達は、平成27年7月28日から施行する。

附 則（平成27年10月1日自衛隊統合達第25号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成29年3月14日自衛隊統合達第2号）

この達は、平成29年3月27日から施行する。

附 則（平成30年3月22日自衛隊統合達第4号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年4月8日自衛隊統合達第3号）

この達は、平成31年5月1日から施行する。

附 則（令和元年6月24日自衛隊統合達第3号）

この達は、令和元年7月1日から施行する。

別紙第1（第4条関係）

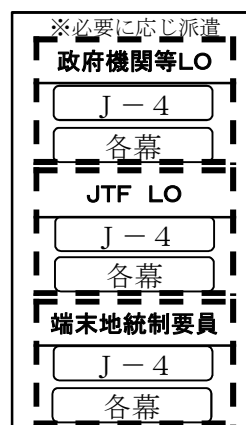
凡例
 統幕：統合幕僚監部
 J-4：首席後方補給官
 各幕：陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び
 航空幕僚監部
 陸幕：陸上幕僚監部
 海幕：海上幕僚監部
 後運班：後方運用班
 空幕：航空幕僚監部
 JTF：統合任務部隊
 中輸隊：中央輸送隊
 自艦隊：自衛艦隊
 支援集団：航空支援集団
 幹部学校：統合幕僚学校
 Gp：グループ
 LO：連絡幹部

統合輸送統制所の編成（基準）

統合輸送統制所長（輸送官）

20名～

10名～



総括セル			
班長	統幕輸送班長／陸幕 G p 長又は海・空幕班長(兼)		
編成	役職	Aクルー	Bクルー
	総括	輸送班総括	輸送班(空)
	運用	運用部	運用部
	計画 庶務・文書	輸送班(陸)	輸送学校※
		輸送班(空)	輸送班(海)
		輸送班事務官	幹部学校※
		幹部学校※	輸送班事務官

陸上輸送セル				海上輸送セル				航空輸送セル			
3名～				3名～				3名～			
セル長	陸幕輸送室長（兼）			セル長	海幕後運班長（兼）			セル長	空幕輸送室長（兼）		
編成	役職	Aクルー	Bクルー	編成	役職	Aクルー	Bクルー	編成	役職	Aクルー	Bクルー
	総括	陸幕輸送室	陸幕輸送室		総括	海幕後運班	海幕後運班		総括	空幕輸送室	空幕輸送室
	輸送調整	中輸隊※	中輸隊※		輸送調整	自艦隊※	自艦隊※		輸送調整	支援集団※	支援集団※
	現況把握	陸幕輸送室 ※	陸幕輸送室 ※		現況把握	海幕後運班 ※	海幕後運班 ※		現況把握	空幕輸送室 ※	空幕輸送室 ※
		陸幕輸送室 ※	陸幕輸送室 ※			海幕後運班 ※	海幕後運班 ※			空幕輸送室 ※	空幕輸送室 ※

- 注：
- 1 各幕からの増強は兼務補職とする。
 - 2 部隊等からの増強は増加幕僚とする。
 - 3 勤務員の交代については、各セル長の定めるところによる。
 - 4 ※については、状況により各セル長の判断によって差し出し又は増強するものとする。
 - 5 状況により統合輸送統制所の勤務員の一部を政府の機関、JTF司令部等に派遣できるものとする。
 - 6 所長の補佐が必要な場合は、各セル長の内1名が代行するものとする。

別紙第 2（第 4 条関係）

統合輸送統制所の業務（基準）

部 署	業 務
総括セル	・ 統合輸送構想の作成 ・ 統合輸送計画の作成 ・ 輸送所要全般の把握及び優先順位付け ・ 防衛省内部部局又は参事官付を通じた関係省庁等との調整 ・ 端末地業務に関すること（全般） ・ 輸送に関する在日米軍司令部との調整 ・ 作戦会議等報告 ・ 文書要務 ・ その他必要な事項
陸上輸送セル	・ 統合輸送統制の対象となる輸送力（陸上自衛隊・民間）の把握 ・ 陸上自衛隊（統合任務部隊陸上部隊含む。）要求受付 ・ 上記輸送調整及び計画作成 ・ 端末地業務に関すること ・ 統合輸送実施の現況把握（陸上自衛隊・民間） ・ その他必要な事項
海上輸送セル	・ 統合輸送統制の対象となる輸送力（海上自衛隊）の把握 ・ 海上自衛隊（統合任務部隊海上部隊含む。）要求受付 ・ 上記輸送調整及び計画作成 ・ 端末地業務（港湾）に関すること ・ 統合輸送実施の現況把握（海上自衛隊） ・ その他必要な事項
航空輸送セル	・ 統合輸送統制の対象となる輸送力（航空自衛隊）の把握 ・ 航空自衛隊（統合任務部隊航空部隊含む。）要求受付 ・ 上記輸送調整及び計画作成 ・ 端末地業務（空港）に関すること ・ 航空輸送現況把握等 ・ その他必要な事項

別表第1（第6条関係）

統合輸送の担任区分

区分	統合輸送担任部隊	担任内容
陸上自衛隊	陸上総隊	自隊輸送力（航空機）による人員、貨物等の輸送
	各方面隊	自隊輸送力（車両、航空機）による人員、貨物等の輸送
	中央輸送隊	民間輸送力による人員、貨物等の輸送
海上自衛隊	自衛艦隊	自隊輸送力（輸送艦等、航空機）による人員、貨物等の輸送
	各地方隊	
航空自衛隊	航空総隊	自隊輸送力（航空機）による人員、貨物等の輸送
	航空支援集団	
その他	統合任務部隊	統合任務部隊の編成に応じた自隊輸送力による人員、貨物等の輸送

注：1 民間輸送力による人員、貨物等の輸送については、自衛隊の運用の形態、輸送所要等の状況に応じ、陸上自衛隊中央輸送隊以外の各自衛隊の部隊及び統合任務部隊も担任する。

2 自隊輸送力（車両）による人員、貨物等の輸送については、輸送所要等の状況に応じ、陸上自衛隊各方面隊以外の各自衛隊の部隊及び統合任務部隊も担任する。

別表第 2（第 6 条関係）

端末地業務の担任区分

区 分	場 所	端末地業務担任部隊
陸上自衛隊	発着地及び中継地	人員、貨物等の属する部隊又は統合幕僚長が指定する部隊
海上自衛隊	自衛隊の施設が所在する港湾	港湾業務を担当する部隊等
	上記以外の港湾	人員、貨物等の属する部隊、最寄りの基地業務担当部隊又は統合幕僚長が指定する部隊
航空自衛隊	自衛隊の施設が所在する空港	基地業務担当部隊等
	上記以外の空港	人員、貨物等の属する部隊、最寄りの基地業務担当部隊又は統合幕僚長が指定する部隊

別紙様式第 1（第 1 0 条関係）

統合幕僚長 殿
（首席後方補給官気付）

発簡番号
発簡年月日

統合輸送要求書

統合輸送要求部隊等の長

No.	輸送優先区分	輸送優先順位	移動 (発送) 部隊等名	輸送目的	貨物等の諸元										輸送区間		輸送期間	輸送区分	備考	
					品目	容 積				個々の重量等 (人又はト)	数 量	総重量 (人又はト)	総容積 ₃ m	荷 姿	可否 上積みの	発地				着地
						縦 m	横 m	高さ m	容積 ₃ m											

- 注： 1 No. は統合輸送要求部隊等ごとの一連番号とする。
2 輸送優先区分は、付表「統合輸送の優先区分（基準）」によるものとし、その他必要な場合における輸送優先区分は別に示す。
3 輸送優先順位は、同一輸送優先区分内の優先順位とする。
4 容積及び個々の重量等は、1 こん包単位のものとする。
5 荷姿は、「コンテナ」、「パレット」又は「その他」に区分し、「その他」については、荷姿の状況を備考へ記入又は必要により資料を添付する。
6 輸送期間は、輸送を希望する期日又は期間を記入する。
7 輸送区分は、陸海空輸の別を記入する。
8 備考には、搭載、しゃ下時に必要な特殊器材、連絡調整先及び患者後送、貨物の危険物に係る情報等の参考事項を記入する。
9 緊急を要する場合、貨物等の諸元について細部が不明な場合は、概要をもって要求することができる。
10 本様式は、必要により、内容を変更して使用することができる。
11 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番横長に使用する。

付表

統合輸送の優先区分（基準）

優先区分	輸送対象	補給品等の対象	
Ⅰ	1 自衛隊の活動のために緊急に移動を必要とする人員、貨物等で、運用に直接影響を及ぼすもの 2 傷病者（重篤者等人命にかかわる者）	陸上自衛隊	補給優先順位「緊急」に属するもの
		海上自衛隊	緊急度区分「A」に属するもの
		航空自衛隊	出荷の種類「特別緊急」に属するもの
Ⅱ	1 自衛隊の活動に必要な人員、貨物等で、運用に間接的に影響を及ぼすもの 2 傷病者（優先区分Ⅰに属する者を除く。） 3 捕虜等	陸上自衛隊	補給優先順位「至急」に属するもの
		海上自衛隊	緊急度区分「B」に属するもの
		航空自衛隊	出荷の種類「緊急」に属するもの
Ⅲ	部隊等が、通常保有すべき態勢を維持するための人員、貨物等	陸上自衛隊	補給優先順位「普通」に属するもの
		海上自衛隊	緊急度区分「C」に属するもの
		航空自衛隊	出荷の種類「至急」に属するもの
Ⅳ	1 近い将来の任務に従事する予定の部隊及びこれに対する補充又は補給のための人員、貨物等 2 死亡捕虜等、捕虜等からの領置品		上記以外のもの
Ⅴ	その他		

注： 本表中にない輸送の対象については、輸送の目的を考慮し、本表に準じて処理するものとする。

別紙様式第 2 （第 1 2 条関係）

統合輸送割当計画

輸送計画 番号	輸送所要			輸送時期	輸 送 要 領					備考
	名称	人員	装備品等		発地 (発端末地)	輸送手段	中継地 又は着地	輸送手段	着地	
					端末地業務担任 (実施部隊)	輸送担任	端末地業務担任 (実施部隊)	輸送担任	端末地業務担任 (実施部隊)	

- 注： 1 備考には、割り当てられた輸送の実施に関し、必要な事項（例：端末地業務の細部実施事項等）を記入する。
2 中継地が複数の場合は、「中継地又は着地」の行を追加する。
3 本様式は、必要により、内容を変更して使用することができる。
4 用紙は、日本産業規格 A 列 4 番横長に使用する。

別紙様式第3（第15条関係）

統合幕僚長 殿
（首席後方補給官気付）

発簡番号
発簡年月日

統合輸送実績

統合輸送担任部隊長

区分	輸送期日	輸送目的	輸送区間		輸送手段	数量	人員数	貨物量(t)	備考

- 注：1 区分には、「陸上」、「海上」、「航空」、「役務」の別を記入する。
2 輸送手段には、運搬具名（例：C－1、CH－47、LST等）を、数量には台数、機数等を記入する。
3 備考には、ソーティー数等の必要事項を記入する。
4 本様式は、必要により、内容を変更して使用することができる。
5 用紙は、日本産業規格A列4番横長に使用する。